第五十二条に次の一項を加える。

7　入国警備官は、退去強制令書の執行に関し必要がある場合には、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

第五十七条第五項を同条第七項とし、同条第四項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6　本邦の出入国港から出発する指定旅客船の船長は、当該出入国港の入国審査官の要求があつたときは、第十四条の二第一項又は第二項の許可を受けた者がその指定旅客船に帰船しているかどうかを報告しなければならない。

第五十七条第三項の次に次の一項を加える。

4　本邦に入る指定旅客船の船長は、当該指定旅客船に第十四条の二第二項の許可を受けている者が乗つているときは、当該指定旅客船が出入国港に到着する都度、直ちに、その者の氏名その他法務省令で定める事項をその出入国港の入国審査官に報告しなければならない。

第五十七条に次の二項を加える。

8　入国審査官は、第七条第一項その他の出入国管理及び難民認定法の規定の実施を確保するため必要があると認めるときは、本邦に入る航空機を運航する運送業者その他の法務省令で定める者に対し、当該航空機が出入国港に到着する前に、当該航空機に係る予約者（航空券の予約をした者をいう。以下この項において同じ。）、当該予約者に係る予約の内容、当該予約者の携帯品及び当該予約者が当該航空機に搭乗するための手続に関する事項で法務省令で定めるものを報告することを求めることができる。

9　前項の規定により報告を求められた者は、法務省令で定めるところにより、当該報告をしなければならない。この場合において、当該者が、当該報告に代えて、入国審査官が電磁的記録（電磁的方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を利用してその情報を閲覧することができる状態に置く措置であつて法務省令で定めるものを講じたときは、当該報告をしたものとみなす。

第五十九条第一項中「次の各号の一に」を「次の各号のいずれかに」に改め、同項第二号中「第六号の二」を「第六号の四」に改め、同項第三号中「一に」を「いずれかに」に改める。

第五十九条の二第一項中「第五十条第一項」を「第二十六条第一項、第五十条第一項」に改める。

第六十一条の二の四第一項第二号中「寄港地上陸の許可」の下に「、船舶観光上陸の許可」を加える。

第七十条第一項中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第七号中「寄港地上陸の許可」の下に「、船舶観光上陸の許可」を加え、同項第七号の二を同項第七号の三とし、同項第七号の次に次の一号を加える。

七の二　第十四条の二第九項の規定により期間の指定を受けた者で当該期間内に出国しないもの

第七十二条第二号を次のように改める。

二　船舶観光上陸の許可を受けた者で、当該許可に係る指定旅客船が寄港する本邦の出入国港において下船した後当該出入国港から当該指定旅客船が出港するまでの間に帰船することなく逃亡したもの

第七十二条中第五号を第八号とし、第四号を第七号とし、第三号の三を第六号とし、第三号の二を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　第五十二条第六項の規定により放免された者で、同項の規定に基づき付された条件に違反して、逃亡し、又は正当な理由がなくて呼出しに応じないもの

第七十三条の二第二項第三号中「、第七号の二」を「から第七号の三まで」に改める。

第七十七条第二号中「若しくは第五項」を「から第七項まで若しくは第九項前段」に改める。

別表第一の二の表中

| | |
|---|---|
| 投資・経営 | 本邦において貿易その他の事業の経営を開始し若しくは本邦において当該事業の管理に従事する活動（これらの事業の経営を行い若しくは当該事業に投資してその経営を行い若しくは当該事業の管理に従事する活動を除いて同じ。）若しくは本邦において当該事業の経営を開始した外国人（外国法人を含む。）が当該事業に投資して行うこれらの活動に従事しようとする場合における当該外国人（この表の法律・会計業務の項の下欄に掲げる資格を有しなければ法律上行うことができないこととされている事業の経営若しくは管理に従事する活動を除く。） |
| 高度専門職 | 一　高度の専門的な能力を有する人材として法務省令で定める基準に適合する次のイからハまでのいずれかに該当する活動<br>イ　法務大臣が指定する本邦の公私の機関との契約に基づいて行う次の(1)又は(2)に掲げる活動であつて、我が国の学術研究又は経済の発展に寄与することが見込まれるもの<br>(1)　指導若しくは教育をする活動又は当該活動と併せて研究、研究の指導若しくは教育をする活動<br>(2)　自然科学若しくは人文科学の分野に属する知識若しくは技術を要する業務に従事する活動又は当該活動と併せて当該業務と関連する事業を自ら経営する活動<br>ロ　法務大臣が指定する本邦の公私の機関との契約に基づいて行う研究、研究の指導若しくは教育をする活動又は当該活動と併せて当該機関以外の本邦の公私の機関との契約に基づいて行う研究、研究の指導若しくは教育をする活動<br>ハ　法務大臣が指定する本邦の公私の機関において貿易その他の事業の経営を行い若しくは当該事業の管理に従事する活動又は当該活動と関連する事業を自ら経営する活動<br>二　前号に掲げる活動を行つた者であつて、その在留がものとして法務省令で定める基準に適合するものが行う次のイからハまでのいずれかに該当する活動<br>イ　本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導若しくは教育をする活動<br>ロ　本邦の公私の機関との契約に基づいて自然科学又は人文科学の分野に属する知識又は技術を要する業務に従事する活動<br>ハ　本邦の公私の機関において貿易その他の事業の経営を行い又は当該事業の管理に従事する活動（イからハまでのいずれかの活動と併せて行う一の項までの下欄に掲げる活動又はこの表の法律・会計業務の項、教育の項、技術・人文知識・国際業務の項、興行の項の下欄に掲げる活動（イからハまでのいずれかの項の下欄に掲げる活動と併せて当該事業の経営を行い又は当該事業の管理に従事する活動（この表の法律・会計業務の項の下欄に掲げる資格をもつて行うことができないこととされている事業の経営又は管理に従事する活動を除く。） |

を

| | |
|---|---|
| 投資・経営 | 本邦において貿易その他の事業の経営を開始し若しくは本邦において当該事業の管理に従事する活動（これらの事業の経営を行い若しくは当該事業に投資してその経営を行い若しくは当該事業の管理に従事する活動を除いて同じ。）若しくは本邦において当該事業の経営を開始した外国人（外国法人を含む。）が当該事業に投資して行うこれらの活動に従事しようとする場合における当該外国人（この表の法律・会計業務の項の下欄に掲げる資格を有しなければ法律上行うことができないこととされている事業の経営若しくは管理に従事する活動を除く。） |
| 高度専門職 | 一　高度の専門的な能力を有する人材として法務省令で定める基準に適合する次のイからハまでのいずれかに該当する活動<br>イ　法務大臣が指定する本邦の公私の機関との契約に基づいて行う次の(1)又は(2)に掲げる活動であつて、我が国の学術研究又は経済の発展に寄与することが見込まれるもの<br>(1)　指導若しくは教育をする活動又は当該活動と併せて研究、研究の指導若しくは教育をする活動<br>(2)　自然科学若しくは人文科学の分野に属する知識若しくは技術を要する業務に従事する活動又は当該活動と併せて当該業務と関連する事業を自ら経営する活動<br>ロ　法務大臣が指定する本邦の公私の機関との契約に基づいて行う研究、研究の指導若しくは教育をする活動又は当該活動と併せて当該機関以外の本邦の公私の機関との契約に基づいて行う研究、研究の指導若しくは教育をする活動<br>ハ　法務大臣が指定する本邦の公私の機関において貿易その他の事業の経営を行い若しくは当該事業の管理に従事する活動又は当該活動と関連する事業を自ら経営する活動<br>二　前号に掲げる活動を行つた者であつて、その在留がものとして法務省令で定める基準に適合するものが行う次のイからハまでのいずれかに該当する活動<br>イ　本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導若しくは教育をする活動<br>ロ　本邦の公私の機関との契約に基づいて自然科学又は人文科学の分野に属する知識又は技術を要する業務に従事する活動<br>ハ　本邦の公私の機関において貿易その他の事業の経営を行い又は当該事業の管理に従事する活動（イからハまでのいずれかの活動と併せて行う一の項までの下欄に掲げる活動又はこの表の法律・会計業務の項、教育の項、技術・人文知識・国際業務の項、興行の項の下欄に掲げる活動（イからハまでのいずれかの項の下欄に掲げる活動と併せて当該事業の経営を行い又は当該事業の管理に従事する活動（この表の法律・会計業務の項の下欄に掲げる資格をもつて行うことができないこととされている事業の経営又は管理に従事する活動を除く。） |

を

| | |
|---|---|
| 経営・管理 | 本邦において貿易その他の事業の経営を行い又は当該事業の管理に従事する活動（この表の法律・会計業務の項の下欄に掲げる資格をもつて行うことができないこととされている事業の経営又は管理に従事する活動を除く。） |